

公益社団法人計測自動制御学会 会費細則

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2010年8月6日	制定	v1.0	理事会	公益社団法人移行認定申請に伴い制定
2014年4月10日	改定	v1.1	理事会	規程番号錯誤訂正
2015年2月20日	改定	v2.0	社員総会	定款変更に伴う改定
2019年2月19日	改定	v2.1	社員総会	会費の一括納付に関する改定
2022年2月22日	改定	v2.2	社員総会	会費の減免に関する改定
2023年2月28日	改定	v2.3	社員総会	定款変更に伴う改定

(目的)

第1条 この細則は、定款第7条に基づき、会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

正会員	11,000 円
名誉会員	免除
永年会員	免除
学生会員	5,500 円
賛助会員（年額 1 口 80,000 円）	1 口以上
准会員	准会員規程による

2 理事会の承認により、限定された対象及び期間につき、特別会費を定めることができる。

(会費の納入時期)

第3条 会員は、毎事業年度開始前までに会費年額の全額を納入しなければならない。

(途中入会の会費及び納期)

第4条 事業年度の途中で入会した会員の当該事業年度の会費は、入会希望月に会費年額の全額を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、賛助会員においては、入会承認月が上半期（1月から6月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（7月から12月まで）の場合は年額の半額とする。

3 新たに会員になろうとするものは、入会申込時に第1項で定める会費の全額を納入しなければならない。

(会費の減免)

第5条 理事会は、次に該当する個人会員については、第2条の規定にかかわらず、会員からの申請があった場合、会費の一部の免除を議決することができる。

- (1) 正会員として10年以上の会員歴がある
- (2) 年齢が満60歳以上である
- (3) 常勤職から引退している

- (4) 申請時までの会費が完納になっている
- 2 理事会は、賛助会員について、第 2 条の規定にかかわらず、別に定める賛助会員細則に従い賛助会員の入会申込時に申請があった場合、会費の一部の免除を議決することができる。
 - 3 理事会は、関連学術団体との交流協定等により会費の減免の定めがある等の場合は、会員からの申し出により会費の一部の免除または還元を議決することができる。
 - 4 理事会は、個人会員より自身の生活が困窮し、公的扶助の支給を受けていることを示すエビデンスの提示と会費免除申請があった場合、第 2 条の規定にかかわらず会費の一部の免除を議決することができる。
 - 5 会費の減免及び還元は重ねて受けることはできない。

(会費の一括納付)

第 6 条 次に該当する個人会員については、第 2 条の規定にかかわらず、会員からの申請があった場合、翌年以降の 10 年分の正会員費を一括納入することで、生涯にわたり正会員としてのサービスを受けることができる。

- (1) 正会員として 10 年以上の会員歴がある
- (2) 年齢が満 60 歳以上である
- (3) 常勤職から引退している
- (4) 申請時までの会費が完納になっている

(細則の改廃)

第 7 条 この細則の改廃は理事会及び社員総会の議決を経るものとする。

附 則

- 1 本細則は、2010 年(平成 22 年)8 月 6 日に特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会の理事会で制定され、同日の 2010 年臨時総会で承認されるが、公益社団法人計測自動制御学会の登記設立をもって施行される。
- 2 本細則 版 v1.1 は、2014 年(平成 26 年)4 月 10 日から施行する。
- 3 本細則 版 v2.0 は、2015 年(平成 27 年)2 月 20 日から施行する。
- 4 本細則 版 v2.1 は、2019 年(平成 31 年)2 月 19 日から施行する。
- 5 本細則 版 v2.2 は、2022 年(令和 4 年)2 月 22 日から施行する。
- 6 本細則 版 v2.3 は、2023 年(令和 5 年)2 月 28 日から施行する。